

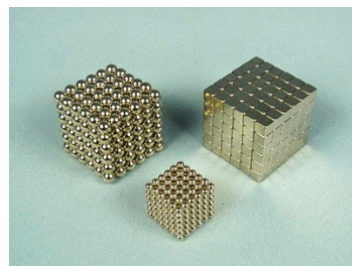
磁石製娯楽用品試験のご案内

「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第 183 号）」が公布され、消費生活用製品安全法の特定期製品を指定する消費生活用製品安全法施行令の別表第一に、磁石製娯楽用品※が加えられました。この政令により、磁石製娯楽用品は技術基準適合のための検査を行い、PSC マークを表示して販売する必要があります。

施行日：2023 年 6 月 19 日

経過措置：2023 年 12 月 18 日まで

※磁石と他の磁石とを引き合わせるにより
玩具その他の娯楽用品として使用するもの



出展：国民生活センター 消費者安全調査委員会

磁石製娯楽用品とは

磁石製娯楽用品は、消費生活用製品安全法の特定期製品に該当し、構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限るとされています。経済産業省令で定める大きさよりも大きいものは特定期製品の対象外となります。経済産業省令で定める大きさは、ISO8124-1 に規定されている小部品シリンダーに収まるかどうかで識別されます。小部品シリンダーに完全に収まってしまう場合（省令で定める大きさ以下の場合）、技術基準を満たす必要があります。

技術基準：

- 磁束指数 $50(\text{kG})^2 \cdot \text{mm}^2$ 未満であること（50 平方キロガウス平方ミリメートル未満）
- 容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により次の事項を表示すること
 1. 届出事業者の氏名又は名称（又は経済産業大臣に承認された略称、登録商標も可）
 2. 満 3 歳未満の乳幼児に使わせない旨の注意事項
 3. 満 3 歳未満の乳幼児の手が届かないところに保管する旨の注意事項
 4. 子どもが万が一誤飲した場合、速やかに医師の指示を受ける旨の注意事項

この改正により、いわゆるマグネットセットは、技術基準で定める磁力を超えるものであるため、技術基準を満たさず、規制により販売ができなくなります。なお、マグネットセットはおもちゃとしての販売以外にも「14 歳以上向けストレス解消」等の記載で販売されている場合がありますが、こうした子供向けではない製品についても、新たな規制の対象になり販売できなくなります。



小部品シリンダー
（単 4 形電池が完全に収まった状態）

カケンテストセンターでは、磁石に関する安全性の試験を実施しています。磁束指数の測定、小部品シリンダーによる試験、および磁石の濫用試験について紹介させていただきます。

ISO 8124-1（磁石の要求事項）

ISO 8124-1 Safety of toys は、対象年齢 14 才未満の玩具に対する玩具安全性の国際規格です。ISO 8124-1 には、機械的特性及び物理的特性の要求事項が収められており、磁石および磁性部品を使用する玩具（8 歳以上の子供向けの磁力または電気実験セットは除く）に対する要求は、次の通り規定されています。

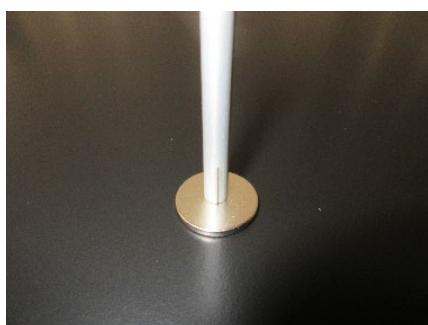
- 磁石および磁性部品は、磁束指数 $50(\text{kG})^2 \cdot \text{mm}^2$ 未満であるか、小部品シリンダーに完全に収まらないこと
- 磁石または磁性部品に対する濫用試験（引張試験、トルク試験、落下試験、衝撃試験等）を行い、磁石または磁性部品が放出された場合は、磁束指数 $50(\text{kG})^2 \cdot \text{mm}^2$ 未満であるか、小部品シリンダーに完全に収まらないこと

磁束指数とは

誤飲した複数の磁石同士、あるいは磁石と金属（鉄、ニッケルなど）が消化管壁を挟んで互いに引き付け合うリスクは磁石の強さによると考えられており、次の計算式による磁束指数という単位が導入されています。

$$\text{磁束指数} [(\text{kG})^2 \cdot \text{mm}^2] = [\text{最大磁束密度} (\text{kG})]^2 \times \text{極の表面積} (\text{mm}^2)$$

仮に磁石または磁性部品を誤飲した場合でも体外に自然排出される水準であるかを判断するために、磁束指数が $50(\text{kG})^2 \cdot \text{mm}^2$ 未満であることが指標となっており、各国で採用されています。



磁束密度の測定

〔 磁石の極の表面、または磁性部品の表面に
ガウスメーターのプローブを接触させて測定します 〕

お問い合わせ

大阪事業所 キャラクターグッズラボ

TEL : 06-6441-6756

e-mail : osaka-zakka-ml@kaken.or.jp

または最寄りの事業所、検査所にお問い合わせください。